

令和7年度 介護事業所の魅力発信等支援事業実施業務委託 仕様書

1 委託業務名 令和7年度 介護事業所の魅力発信等支援事業実施業務

2 業務の目的

介護人材不足が常態化するなか、介護事業所の採用ニーズは非常に高いものの十分な採用につながっていないことから、介護事業所が事業所の魅力を効果的に発信し PR することで、新たな人材を確保していくことが求められる。

そのため、専門的な知識を有する業者が、県内のモデル事業所に対し、事業所の魅力発信等にかかるコンサルティング等を行い、その成果の横展開を行うことにより、県内事業所の採用力向上を図り、無資格・未経験の求職者や学生、移住希望者などの新規参入者を増やすことを目的とする。

3 委託期間 契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

4 モデル事業所

県内の介護事業所1施設を、県がモデル事業所として選定する。

<想定施設>

離島地区の介護事業所：1施設

※上記2の業務目的に合致する場合は、同法人内の別の事業所もあわせてモデル事業所とみなす場合がある。

5 委託内容

(1) モデル事業所人材獲得力強化支援コンサルタント業務

介護分野の無資格未経験者や学生及び本県への移住希望者等の新たな雇用を創出するため、上記4のモデル事業所に対し、以下のアからオに沿ったコンサルティングを実施すること。

- ・下記の項目を各モデル事業所に対して支援すること。
- ・1事業所あたり6回以上のコンサルティングを行うこと。
(オンライン若しくは直接訪問により実施。直接訪問は1回以上実施すること)
- ・採用活動は長期間に及ぶことから、モデル事業所から県に対し、令和7年度末及び令和8年度末時点の成果を報告する様式を作成すること。

ア 多様な働き方（週休3日制等）導入検討

週休3日制などの多様な働き方の導入に向けた課題や活用促進の検討

イ 求職者・学生に対する事業所の魅力発信手法

学生や求職者が関心を持ちやすい情報や自事業所の魅力を伝えるための事業所情報

の内容整理や発信方法の検討

(2) 令和6年度モデル事業所の成果等の確認

令和6年度介護事業所の魅力発信等支援事業で支援した2つのモデル事業所の本年度の取組や成果等を確認し、整理すること

- ・1事業所あたり2回以上のヒアリングを実施すること。
(オンライン若しくは直接訪問により実施)
- ・ヒアリングの際に、必要に応じ、モデル事業所へ助言等の支援を行うこと。
- ・2つのモデル事業所は以下のとおりであり、契約後、県から情報を提供する。
 - ①介護老人福祉施設(南島原市)
 - ②介護事業所グループ(五島市)

(3) 介護事業所人材獲得力強化支援リーフレットの作成

上記(1)のコンサルティング内容や(2)のヒアリング内容を簡潔にまとめたリーフレット原稿データを作成すること。

- ・10~20ページ程度を想定
- ・採用ターゲット検討表、キャリアパス概略図、移住者向けPR媒体、ホームページ、求人票等の一部を掲載するなど、見やすいレイアウトで作成すること
- ・(2)で具体的な成果が生じている場合、数値等で分かりやすく表示すること
- ・リーフレットは県ホームページへの掲載及び県での印刷・配付を想定している

(4) 介護事業所の魅力発信支援セミナーの開催

(1)(2)の取組を県内事業所へ横展開し、効果的な魅力発信を自らできる事業所を増やすためのセミナーを開催すること。

- ・開催時期は令和8年2月頃を想定しており、具体的な日程は県と調整すること
- ・オンライン方式で開催し、200名の参加まで可能とすること
- ・セミナーの構成は以下の内容を想定しているが、別途提案することも可能
 - 介護事業所人材獲得力強化支援リーフレットの紹介
 - モデル事業所の取組事例紹介
- ・周知用のチラシを作成すること
- ・県内事業所への周知は県が実施する

(5) その他、2の業務目的を達成するために効果的と認められる取組

6 成果物

(1) コンサルタント業務の実施内容報告書 1部

様式については、県との協議により決定すること。

(2) 介護事業所人材獲得力強化支援リーフレット 1部

(3) 魅力発信支援セミナー報告書 1部

様式については、県との協議により決定すること。

(4) データファイル一式

上記(1)から(3)までのデータファイルを提出すること。

複製が可能なデータ形式とすること。

7 業務完了時に提出すべき書類

(1) 提出物 上記6の成果物及び業務完了報告書

(2) 提出期限 令和8年3月19日(木)

(3) 提出方法 郵送又は持参(必着)

(4) 提出先 長崎県 福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班

(〒850-8570 長崎市尾上町3番1号)

8 その他特記事項

(1) 受託者は、業務を実施するにあたり、県と十分な調整を行うこと。また、完成までに県による内容確認(修正指示を含む)を複数回行う機会を設けること。

(2) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、県と協議のうえ決定する。

(3) 委託業務を円滑に遂行するため、県は受託者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができる。

(4) 受託者は、本業務の履行にあたり、第三者の著作権を侵害してはならない。

(5) 本委託業務により生まれた著作権等の知的財産については、すべて県に帰属する。